

平成21年度第1回習志野市補助金審査委員会 会議録

日 時 平成21年5月21日(木) 10:30~11:40

場 所 サンロード津田沼 市庁舎分室 6階会議室

出席者 (委員) 服部委員(委員長)、小泉委員(副委員長)、小柳委員、関根委員、鎌田委員
計5名

〈委員長・副委員長以下五十音順〉

(市側(事務局)) 石井企画政策部長、吉川経営改革推進室長、岡澤市民協働推進課長
花澤市民協働推進課係長、南山市民協働推進課主事

〈記録: 宮澤・越川〉

傍聴者 なし

オブザーバー参加(市民参加型補助金審査委員) 井上正子、江澤康雄、越川茂雄

【次 第】

I. 企画政策部長あいさつ

II. 議事

1. 習志野市市民参加型補助金審査委員会の設置について
2. 平成21年度市民参加型補助金実施計画について
3. その他

◇次回開催予定 未定

事務局 開会にあたりまして、本日の会議に先立ち、市民協働推進委員会が開催されまして、3名の方が、後ほど事務局から説明いたします市民参加型補助金審査委員会の委員に指名されたところであります。本日、この3名の方が、これから会議の中でご説明させていただきます21年度市民参加型補助金の実施計画について一緒に説明を聞くこととなりますので、先ほど委員長と相談をさせていただき、本日参加いただいております。後ほど私の方からご紹介させていただきます。

それでは、委員長の方から進行をお願いしたいと思います。

開 会

委員長 それでは、改めまして、ただ今より、平成21年度第1回習志野市補助金審査委員会を開催いたします。お手元に配付されております、会議次第に沿いまして議事を進めさせていただきますと思いますので、どうかひとつ、ご協力のほどお願いいたします。

なお、本日、傍聴者はありません。

I. 企画政策部長あいさつ

委員長 それでは、議事に入る前に、本年度の私たちの大きな仕事であります、市民参加型補助金の担当部である石井企画政策部長がおいでになっておりますので、ここでごあいさつをいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

企画政策部長 皆さんこんにちは。市民参加型補助金を所管しております企画政策部長の石井と申します。よろしくをお願いいたします。本日は、補助金審査委員会において市民参加型補助金の2次審査を議題とするということで、市民協働推進委員会から3名の委員と、事務局の市民協働推進課の職員が会議に出席させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

本市では、市民参加型補助金を昨年度からスタートいたしました。昨年度は、20件の応募があり、5件の事業に対し補助金を交付させていただきました。その際、2次審査を補助金審査委員会の5名の皆様をお願いした訳ですが、大変ご苦勞をおかけいたしました。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。本年度は、昨年度委員の皆さんからご指摘いただきましたことを参考に、制度を改善させていただきました。改善点につきましては、後ほど事務局よりご説明させていただきますので、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

最後になりますが、本市において市民協働が根付くためには、市民活動団体の皆さんからより良い事業提案がなされ、その結果、市民参加型補助金が効果的に交付されることが必要です。これから、皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしますが、宜しく願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。石井部長は所要のため、ここで退席されます。

企画政策部長 よろしくをお願いいたします。失礼いたします。

II. 議 事

委員長 それでは、議題の1番目「習志野市市民参加型補助金審査委員会の設置について」、事務局よりご説明をお願いします。

議題1. 習志野市市民参加型補助金審査委員会の設置について

〔資料に基づき、補助金審査委員会委員と市民協働推進委員会委員から構成される市民参加型補助金審査委員会の設置及び各委員長による委員の指名等について事務局より説明〕

委員長 それでは只今の説明に対して、ご意見なりご質問等がございましたらお願いします。よろ

しいですか。——ないようですので、習志野市市民参加型補助金審査委員会の設置につきましては、以上といたします。

それでは、ここで「習志野市市民参加型補助金審査委員会設置要領」の第3条第1項の規定によりまして、補助金審査委員会から「習志野市市民参加型補助金審査委員会」に参加する委員につきましては、補助金審査委員会の委員長である私が委員の指名を行いたいと思います。これまでの当委員会での議論の通り、5名の委員全員を指名したいと思います。皆さんご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

それでは、意義なし、として、5名の委員全員を指名いたします。

それではここで、「市民協働推進委員会」から指名をされました3名の委員の皆さんを、事務局からご紹介いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局　それでは、今ほど補助金審査委員会の委員さんも市民参加型補助金審査委員へ指名されましたので、今回の会議はあくまでも補助金審査委員会の会議ということでございますが、市民協働推進委員会にて指名された3名の方も、これからの説明を聞くということで参加されておりますので、私の方からご紹介させていただきたいと思います。

〔委員紹介〕

委員長　それでは、議題の2番目でございます「平成21年度市民参加型補助金実施計画について」、事務局からご説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議題2. 平成21年度市民参加型補助金実施計画について

〔資料に基づき、昨年度の実績及び変更点を踏まえ、本年度の実施日程、採択の基準や評価項目・配点等について事務局より説明〕

委員長　それでは只今の説明に対して、ご意見なりご質問等がありましたら、お願いいたします。

A委員　昨年度からの変更点は事務局からご説明いただいたとおりですが、もう一つ確認の意味で、大きくバックグラウンドで違う点は、「市民協働基本方針」が出来たということです。ですから、今回は市民参加型補助金審査委員会として、市民協働推進委員会からも委員を推薦しておりますが、この基本方針の方も、それぞれ各審査にあたる方々にもう一度ご確認をいただいて、一度に全部を掌握するということは中々難しいこともございますが、この趣旨をご理解いただいた上で、こういった補助金が発展していくということが望ましいかな、ということですので、改めて確認させていただきたいと思います。

委員長　事務局から、私どもに配布していただくということが前提になろうかと思えます。

市民協働推進課長　会議終了までにお手元に配布させていただきます。

委員長　配布されれば、今、A委員からのご意見として、承りたいと思います。いただいて、今後活かしていきたいと考えます。A委員、それでよろしいでしょうか。

A委員　はい、お願いいたします。

副委員長　昨年は、申請が何でもやたらと全部上がってきたような傾向がありましたけれど、今年は市民参加型補助金の説明会では、どのようなことの説明をされて、ある程度の縛りを入れているのでしょうか。

市民協働推進課長　先ほどの実績報告会で申しますと、前段で実績事業の報告をいたしまして、「こ

のような事業が採択されたものです、皆さん参考にしてください」という形で、まず実績報告会をいたしました。その後に、今年度の要領に基づき説明する中で、昨年ご指摘いただいた、あるエリアの内だけのイベントや既にあるような事業について、「こういった種類のものについては、昨年度は不採択だったので、公共性・発展性において適当ではないですよ」という説明をし、また、参加者から「では、こういったものはどうか」というご質問を受け、私どもとしては今ご指摘のあった内容については、十分説明させていただいたつもりであります。ただ、具体的な内容で、「これはだめだ」といったことは申し上げておりませんので、そういった内容の申請が出されましたら、窓口で説明する中で、対応は図っていきたいと考えております。

副委員長　やはり、せっかく出したのに、「まったくだめです」と却下されるのであるならば、最初からこういった事業というのは補助金の対象にならないということを理解していただく方が、より親切である気がいたしましたので。何でも出してみようということがあるのではないかと思いますけれど、やはり、補助金というものはこういうものだということを示していただく方がいいのではないかと思います。

市民協働推進課長　まさに、今おっしゃったように、実績を積み重ねていくと、たぶん、手を挙げていただく団体も「こういった事業なら採択されるのだな」ということが分ると思いますので、今後も4月の当初に実績報告会を行う中で、補助金の趣旨についてご説明しながら、ご理解いただけるよう図っていきたいと思います。

B委員　今回、市民協働推進委員会、市民参加型補助金審査委員会が立ち上げられて、ちょっとわからないのが、市民との交流事業をどんどん新しく出してくださいね、というようなことの推進だと思います。一方で、補助金審査委員会というのは、今までのある程度続いてきた中で、各種団体などへの補助について、なるべく無駄なものは付けないようにしようといった趣旨でやってきました。昨年度、20件のうち5件しか採択されなかったという観点から、市民協働推進委員会の方では、もっと採択される団体の数を増やしたいというような、うらはらなところがある感じがします。その辺のところの感じ方というか、ちょっと私も非常に難しいかなと思っていますが、その辺りを伺いたいと思います。

市民協働推進課長　市民協働推進委員会の事務所掌をご説明させていただきますと、若干今のご質問のお答えになるのかな、と思います。市民協働推進委員会の事務所掌には、市民参加型補助金の審査はございません。こういったことをやるのかというと、1点目として、一番大事なのは、市民協働の施策の推進に係る様々なことにアドバイスいただきたい、ということです。2番目が、行った様々な市民協働の事業について評価いただくということで、3番目が市民協働基本方針に基づく事業の推進に関することについても、役割として担っていただくというものです。この基本方針に基づく事業の推進については、市民参加型補助金も重要な事業のひとつでございますので、このような形で新たな視点で審査していただきたい、ということであり、さまざまな市民協働の事業の推進について、関わりを持っていただきたい、その中のひとつだと考えていただくのが一番ご理解いただけるのかな、と思います。

A委員　関連して、あくまでも個人的な意識だと思って聞いていただければと思いますが、今事務局からご説明いただいたように、特にこの基本方針の推進そのもの、推進のための施策・評価が推進委員会の目的だと理解しておりまして、それが、率直なところ審査委員の数を安易に増やしたということではない、しかし、その一方で、市民協働は、中々現段階において既に育っているとも言い難い。そういった意味では育成型という観点も加えていただけたらと思います。その基本的な考え方というのは、基本方針にお示ししているものと思っております。育成の観

点として、「どういったものを育てていきたいのか」ということを少し共有化できれば、今回は補助金の審査という前に「市民参加型」とあります。この「市民参加型」を「市民協働型」と読み替えていただければよいと思うのですが、市民協働型ということが加わった意味を共有していただければ、B委員のご質問に若干お答えできるかな、と思います。ぜひ、そういった意味でも基本方針にお目通しいただいて、趣旨をご理解いただいた上で、審査に臨んでいただければと思います。後ほどまた、推進委員会の委員からの発言がお許しいただければ、伺いたいと思います。

C委員 基本的なことでは申し訳ないのですが、市民参加型補助金の募集要項の応募資格(3)のAで「営利を目的とする事業及び団体」は最初から排除されてしまっているのですが、私、どこかへお土産を買っていこうと思っても、習志野のお土産というものは、まず、ないのです。習志野らしいもの、特産品が何もありません。そういう時に、もし習志野らしいお土産を作るような提案があったらよいと思うし、商売が繁盛して税金が潤ったら、なおよい。産業育成・地域発展という補助金は習志野市にあるのだろうか。補助金全体について範囲とするのだとしたら、そういう補助金を全く排除してしまってもいいのかな、と思います。

委員長 ふるさと産品との兼ね合いも出てこようかと思いますが、事務局いかがですか。

市民協働推進課長 募集要項の応募資格の1点目の営利を目的とするものはだめですよ、ということについてのご質問ですが、この考え方なのですが、私どもの基本方針の中でも定めております非営利の考え方は、団体さんが、自らの活動の目的を達成するために、収益事業をあげることが出来ますよ、としております。収益によって、利益を上げることはできるのだけれども、株式会社等々と違って、それを皆さんで利益を分配することはだめですよ、その利益を新たな事業展開として事業活動に使うことについては構いませんよ、ということです。収益事業を行うことは、非営利団体であってもOKです。但し、ボランティア等会員の皆さんで、その営利を分け合ってしまうような形のもの、非営利団体とは認めないということを書いてございます。お答えになっているか分からないのですが、ここで言っている営利団体というのは、利益を上げたものを自分たちの中で分配するといったものはだめですよ、ということです。

C委員 市民協働というのは大変立派な考え方だと思いますし、何でもかんでも市におんぶにだっこするのではなく、市民自体も市に協力した中で作っていき、ということは一つの考え方として立派だと思います。先ほど申しましたように、地域の活性化というのも大きな一つの柱なのですよね。そういったものを、また新たな補助金になるのかも知れないけれど、明らかにそういった人が申請しようとしたら、非常に制約が多いですよ。もし、本当に真剣に考えている人がいたら、門前でシャットアウトされてしまうことになるわけですよ。

市民協働推進課長 市内では企業として利益をあげている団体もあります。その団体も私どもから見れば、市民協働の主体という考え方になります。但し、協働のやり方には、委託もあれば補助金もあるということで、いろいろな視点があると思います。今回の、この補助金という協働の形については、この補助金を交付する趣旨からすると、今お話のあった営利の団体については、市民協働の主体であって今後、学校・企業等々についても、例えば協定書を結ぶとか、共催するとか、市民協働といった中では、また別の形に変化するものでは当てはまると思うのですが、この補助金としては、企業など利益をあげているところについては、補助金の協働の主体ではありませんよ、という趣旨で作られたものだと考えていただければよいのかな、と思います。

事務局 若干補足をさせていただきますけれども、この市民参加型補助金というものがどういった

経緯で行われているかと言いますと、これまでの公共サービスというものを 行政が全て担ってきたというところから、やはりこれからは、行政の守備範囲というものを定めて、民間のNPO 或いは企業の皆さんと協働してまちをつくっていく、その時に2つの大きな括りがあり、まずは、民間の経済活動といったものの分野と、それからもう1つは市民の人たちの公共サービスを担っていこうという分野と2つ大きく分けられます。それを分けた時に、今、C委員さんがおっしゃったのは、どちらかという産業政策として、民間の活動を補助していくものです。今回やるのは、市民の皆さんが公共サービスをみんなで担っていこうといった活動に対する補助金であり、大きくそういった区分けがされるのかな、と思います。そういった中でご判断いただければと思います。

C委員 だから、もう1つの分野はどこがやっているのかということです。

事務局 それは産業政策として、例えば、商工振興課などが商業活動に対するそういった補助金をやるし、習志野市ではそういった企業を誘致するような特別な補助金はありませんけれども、仮にそういった産業政策が必要であれば、それはしかるべくその所管で検討して、市の施策として行うということです。

C委員 それはあまりPRされていませんね。それを言っているのです。

B委員 今、C委員さんがおっしゃったことは、NPO法人だとかそういったものを作って、それで運営したいという申請があれば、これは十分該当するのでしょうか。これは利益をあげてはいけない団体ですよ。そういったこともできるということではないのでしょうか。

A委員 確かに産業振興の部分とこういった市民協働でやる部分の境目というのは、非常に難しい部分があると思います。やはり、欧米などでは、ある程度こういった実験的な事業を市民協働で起こして、そこから産業振興につながる部分を抽出して、株式会社などを作る、などということがあり、最近日本でもやっているものがありますが、こういった実験的な取り組みであるとか、自立するための仕組みづくりというものを、ぜひここでトライをしていただいて、仕組みが明らかになった上で、産業振興につなげられる部分というのを、益々、自立型の本来業務でやっていただければ、そのような仕組みづくりについては、寛容であるべきだという風には思います。

C委員 私は、初めはそういった内容のものの応募があるかと思っていたのですが、昨年やってみたら、全くそういったものがかけらもなかったのです。

A委員 そういった仕組みは、もっともっと、これからこういったものを続けていけば、日本国内にも例えば房総半島などではグリーンツーリズムなど、自分たちの地場のものをどうやって生かしていくか、そのために協働がどう役立つか、などといったような試みがどんどん拳がってきておりますので、習志野市でもその担い手は数を増やしていくうちに出てくるかな、と思います。

委員長 C委員さんから、地域産業・地場産業の育成を兼ねながら、この制度に沿うようにしていくかというご質問が出ましたが、これは習志野市にとって産業振興、ふるさと産品といった部分は大きな課題だと思うのです。B委員さんからNPOという1つの研究課題や、また、A委員さんからはこういったものは今後必要なのだ、といったお話がございましたので、これらについては、私どもと事務局が、事務局は事務局なり、私どもは私どもなりに少しでも勉強できるような形で、皆で共通認識として捉えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

副委員長 やはりそういったものが発展する中で、そのようなことは非常に大事なことだと思います。

す。そういったものが発展して、この市に税金をおとさるのなら、本当にこの補助金というものが生きてくるのではないかという考えを持っております。それと同時に、今までやってきたこの補助金の審査というものが、例えば、昨年途中から、市の方がどんどんどんどん内容を厳しくしているというのか、はっきり言えば関与してくるような状態になりました。今までの制度で補助金をもらっていた団体などは、かえてこの市民参加型補助金のこの審査が入ることによって、何か締め付けられるような状態になっております。例えば青連協は、年額18万円の補助金をもらっておりまして、別途、お祭りなどで収益を上げて、つまり、補助金というのは補助なのだから、自分たちが何とかやった上の補助であるべきだという基本的な考えに則って、自分たちで事業をやってその収益を上げますね。そうすると今度、その残ったものは、つまり補助金を含めて関与した全てのものは市に返しなさいというような裁定でございました。大変びっくりすると同時に、活動している人は嫌になってしまったと。自分たちで稼いだお金をなぜ返すのか、と。それが現状でございました。一方で、まちづくり会議などは、あそこも4万5千円の補助金をもらっているのですが、余ったら次に繰り越すことが出来るのですね。だから、補助金で同じ補助と言いながら、事業補助とかいろいろあるのかもしれませんが、全くその形態が違う。こちらは、習志野市に返還しなさい、余ったら返しなさい、自分が働いたのも関係ない、返しなさいと。あちらは他の補助があった金額だから返さなくてもいいです、と。そのように補助金を具体的にやっているところを、私たちはもっと知らなくてはならないのではないかと思います。そうしませんと、なるべく補助金というのは補助なのだから、やっぱり活性化してがんばってくださいよ、そのために市民参加型補助金も創設しますよ、とやっている割には、既存の交付先に対しては、残ったら一切返しなさいというようなことが来て、では稼がない方がいいではないか、今までもらっている金額の中で活動しているのがいいのではないかと。そのようなやり方は本当に不合理だとつくづく思っております。ですから、そういったところにも、やはり補助金の審査という、やった審査の責任からも、私たちは目を向けていかなければならないのではないかと。現実にそのようになっておりますので、その点についての考えも、私たちも考えていかなければならないのではないかと、そのように思っております。

B委員 関連ですが、市民展をやっている市の美術会でも、同じような感じなのです。この前の補助金審査委員会で見直しをやったことが、相当市の執行部に影響してしまって、皆、補助をカット、カット、カット、カットと、こういった動きが出てきた。実際、このようなものは、この前の見直しでの補助金審査委員会の中でも、この内容ならもっと増やしてもいいのではないかと、これは現状維持でいいのではないかと、これはもっと考えたら、といったように、いろいろなものがありまして、それぞれ意見を出して、それで最終決定したのですよね。ところが、総体的に皆、補助金がカットされる。こういった役所の空気が非常に強いという感じが、私はしております。ですから、市民展というのは、日本画から洋画、彫塑、書道、写真といった、習志野の文化育成といった大きな視野から実施しているもので、習志野市と美術会とで協賛でやっている。共にやりましょう、文化振興のために美術会、協力してくださいということで、運営を行っているわけです。ところが、協賛ということは、同じようにお金を出して、対等にやるべき性格だろうと思うのですが、市の方はどんどんどんどんカットしていく。この部分は5カ年計画で毎年カットしていくような方針を出してしまっているのですね。だから、この間、私も会議の中で、ちょうど教育委員さんが居たものですから、そういったことをしゃべってしまったのです。共催というものは同じ金額を出すのが普通だろうと。それがこのようになって

しまうのはおかしいだろうと。だから、あまりにもこの前の補助金審査委員会の見直しが浸透しすぎてしまって、既存の団体がみんなやられてしまって。これは残してもいいのではないかというものも随分ありましたよね。その辺のところを、ちょっと私としては意見として述べさせていただきます。

副委員長 今日実には、補導員の委嘱式というものがあまして、補導委員の委員長さんとお会いしたのですが、自分たちは会費を集めているのに、そこの残った部分も返還しろと言われて、私たち辞めろということかしたら、とこういった意見も出ているのです。ですから、活動している団体は、補助金が残ったら、それを懐に入れる人なんて決していませんから。それを個人のものは一切だめ、お弁当もだめと全部切っていくって、自分たちの出したお金は、残ったら返さない、つまり補助金を削ってそこに戻さない、というような形になりますと、皆やるのが嫌になってしまって、自分たちの団体を潰しにかかっているのかというような、何かけんか腰のような感じになってしまって。何かこう、上手く市民を育てていって、補助金をそこに少なく入れるよう努力するとかというのでは、全く方向性がなくなってしまっているな、という気がいたします。ですから、補助金の本来の、やはり皆の活動を補助するのですよ、と。そして、自立してくださいよ、というようなことを全面に出して、必要なところはかえって増やすような感じでないと。青連協も、育成大会もいたしますけれど、青少年健全育成として何をやっているかということ、主にパトロールをやっております。市民がただでパトロールをやってくれているような団体ですから、潰したら損ではないかな、と思うのですけれども。余りそういった圧力をかけていると、やるのが皆嫌になってしまうと。その辺が今回、結果を見て、懸念でございました。それで、この補助金が支給されるのが何と12月なのです。12月にもらって、3月になったら返せというのは何ですか、ということで、委員の中では市長に文句を言いに行けと言われてたりしている状況でございまして、これはよくないなと思っておりますので、その辺の説明というのか、あまりきちきちいじめるようなやり方でないように、せめてお願いしたいと。目的が違っておりますと私は言っているのですけれど。

事務局 補助金審査委員会のもう1つの大きな仕事に、既存の補助金をどう見直すかということがあります。習志野市も平成17年に、行政改革懇話会から提議をいただいて、この見直し作業に入って、第1回目の見直しを19年度中にさせていただいて、20年度予算から実行したということが、反映されていると思います。その実態については、これまでの習志野市の補助金の出し方をここから見直そうという趣旨で行いましたので、若干、行き過ぎた部分がもしかしたらあるのかもしれませんが。ただ、これは3年毎にその補助金を見直すということがありまして、それがもう1つのこの補助金審査委員会の大きな課題ですから、そうした実態を、事務局として調査をして、次の見直しに際しては、その辺のことが上手くできるようなものを作っていくかなくてはいけないのかな、ということは事務局として受け止めさせていただきたいと思えます。

委員長 補助金のあり方について、副委員長さん、B委員さんからご意見が出されました。ちょうど来年、見直しから3年経ちますが、事務局からも今、説明がありましたが、これらをどう受け止め、今後活かしていくかということだと思いますので、宜しく願いいたします。

A委員 今の一連のご発言もそうなのですが、であるからこそ、市民協働というのはどういうことなのか、その考え、基本方針というのはどういうことなのか、ということであり、我々のやっていることは本当に財政的な改革だけではないのだと、市民の多様なニーズを提供できるというのは、こういうことなのだということに、この市民協働基本方針をご活用いただければ、そう

いった活動に対してきちんと説明がつく。基本方針のこういったことに基づいて、こういったメニューをやっているのだよ、と。だから、こういった補助金をもらっているのだよ、と説明がつく。というように、この基本方針もご活用いただければ、それがだんだんこなれていけば、先ほどのようなことはだんだん薄れていくと思います。一般的には、基本方針を作るのが先か、補助金を見直すのが先か、という両方のケースがあるのですが、今回、習志野市は補助金を先に見直したので、厳しめになっていて、後からこの基本方針が出てきたものですから、本来ですと市民サービスってどうなの、というようなところから、その成果の一部が財政的な効果があるということで、それが目的ではないですね。市民サービスの多様化に対する対応が目的なので、そういう意味でもこの基本方針を使いこなすということは、一般の補助金の見直しにとっても有効かな、と思います。

委員長 1点だけ申し訳ありません。資料1の①から⑤の昨年の事業実績なのですけれど、その中で、自己評価表の提出をされていますよね。この中で、これは、と思った特筆するような自己評価表はありましたでしょうか。

市民協働推進課長 具体的な答えにはなっていないのですが、これらの事業は比較的公共性があるということでやっていただいたので、各々の自己評価ではありますが、満足というかこの補助金を有効的に活用させていただいた結果、こうでしたよ、といった意見が主な意見でした。自分の事業を自分で評価するわけですから、比較的厳しい意見ではなかったのですが、そういった意味で、一番参考になったのは④の事業でしょうか。これについては、地域の課題を掘り起こしていただいて、非常にいい例でございましたし、実際、私どもは全ての事業に足を運んで実際に確認したのですが、その中で、町会の事務費等とは全く別の形で、きっちり分けて実施されており、内容についても素晴らしいし、事業の運営そのものも、通常の地域活動とこの事業とを全く上手い具合に区別しながらやっていらしたものですから。提案もそうですし、非常にしっかりとした事業をやられていたな、と。自己評価を見ても、この補助金があって助かったよ、ということがありましたので、率直に申し上げて一番印象に強く残る事業だったかな、と思います。

委員長 特に④の事業が、この補助金の効果といった部分で、当事者も喜びながら前向きに取り組めたということですね。

C委員 私も審査していて、④の事業案は素晴らしいと思い、審査の席でも言ったのですが、市も、すぐきく課というのがあるけれど、松戸市はすぐやる課で市でやってしまうのだけれど、習志野市はすぐきく課ということで素晴らしい、何でも市でやるということは間違っている、ということで、まさにその発想がこの事業なのですよね。しかも、この補助金は微々たるものですよ。それでこれだけやっていただいたのだから、これを何とか広報でもテレビでも、何でもいから宣伝して、これが各町会から全部出てきたって、大した額にならない。こういったものこそ、僕は市民協働の一番いい案だと思うのです。だから、成功例のPR・宣伝、それが市でやってもらいたいことを上手に少ない予算でやっていただく、一番上手い方法だと思うのです。その辺もだんだんと、こういったいい知恵がまた出てくると思うから、こういったPRをやることが、予算を上手に使う秘訣ではないかと思うのです。ぜひお願いしたいと思います。

委員長 高齢者社会に向けてのコミュニティのあり方として、ひとつの参考例として、すごい事業だと思うのです。その意味でPRという点が、今お話がありました。広報とよく相談して、早速PRについてお願いします。他に何かありませんか。——ないようでしたら、以上といたします。では、3番目、その他について事務局からお願いいたします。

議題3. その他

事務局 今回の会議は補助金審査委員会ということでございますが、次にこの8名の委員によります、第1回の市民参加型補助金審査委員会を開催することになります。それにつきましては、事務局の案でございますが、審査の当日の6月27日、時間等は未定ですが、審査の開始前に集まっただいて、皆さんで審査の方針等について確認していただき、その中で要綱にもございますとおり、委員長・副委員長を決めていただく、という段取りを考えております。

C委員 昨年のように、事前に資料はお届けいただけるのでしょうか

市民協働推進課長 用意させていただきます。また、昨年のご経験から、こういった資料もあった方がいいよ、ということがありましたら、おっしゃっていただければ、ご用意させていただきます。

委員長 ちょっとお願いがございます。先ほど資料3で日程をいただきましたよね。これに基づいて、私どもに、こういった資料をいつ頃までに目安として配布してくれるのか、6月27日、28日に実施することはわかりました。申請を受付けた後に、資料としていつ頃までに出せるのか、そういった部分がないと、ただ27日と言われても、皆さんいろいろ都合がございます。研究もしなければいけないし、そういった面で、まず資料が目安としていつ頃までに出せるのか。

市民協働推進課長 応募の件数が未定なものですから、今の時点でこの日です、と言えないのですが、まず、受付をしましたら、提案書等々コピーしてすぐお渡しするものは、1段階目としてなるべく早くお手元にお届けします。そして、各所管課の評価につきましては、若干お時間をいただきまして、追ってお届けいたします。10日まで受付し、27日が本番なものですから、非常にタイトなスケジュールになっておりますので、事業提案書・予算書・その他については、すぐコピーをして即急にお届けいたします。そして所管課への照会についてもすぐ対応させていただきます、出来次第、追ってお届けいたします。

委員長 2段階でお届けいただけるということですね。その他、日程について皆さん何かありませんか。後は私どもの方で、勉強会をするかどうか。それはまた後ほど皆さんで相談したいと思いますが、ただ、執行部との兼ね合いがありますので、それが課題かと思っております。

では、以上をもちまして、本日の議題は全て終了しましたので、会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。

閉 会